

八代平野南部土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書

八代平野南部土地改良区は、定款、規約のほか、この土地改良事業計画の定めるところにより、土地改良事業（維持管理）を行う。

第1章 地域及び地積

- ・八代市豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、平山新町、本野町、高下東町、高下西町（高田地区）
- ・八代市植柳上町、植柳元町、植柳下町、大福寺町（植柳地区）
- ・八代市高植本町、水島町、揚町、催合町、敷川内町（金剛地区）
- ・八代市日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久竹之内町、日奈久塩北、日奈久新開町（日奈久地区）

市町村名及び大字名	地 積 (ha)				備考
	田	畑	その他	計	
八代市豊原上町他	225.8	26.9	0.0	252.7	高田地区
八代市植柳上町他	127.4	4.4	0.0	131.8	植柳地区
八代市高植本町他	431.2	13.2	0.0	444.4	金剛地区
八代市日奈久大坪町他	202.5	7.5	0.0	210.0	日奈久地区
合計	986.9	52.0	0.0	1,038.9	

第2章 地域の現況

第1節 地域

本地域は、熊本県の中央部、八代市の南部に位置し、一級河川球磨川水系球磨川左岸河口に広がる、干拓により造成された扇状地で南北に 1/2000 程度の傾斜をなした水田地帯である。

第2節 水利状況

（1）用水状況

一級河川球磨川水系球磨川に依存し、遙拝頭首工より取水され、導水路、幹線水路等又は用水機場を経て、各ほ場に配水されている。

（2）排水状況

排水路を通じて二級河川流藻川水系流藻川に流入し、八代海に排水されており、自然排水及び排水機場による機械排水が行われている。

第3節 道路状況

地域の農作物は県営事業等で整備した農道及び市道により搬出し、県道 14 号八代鏡線及び国道 3 号線を経由して出荷する。

第3章 維持管理計画

第1節 目的

この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的として、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 球磨川から取水するかんがい施設及び地区内にある排水施設並びに農業用施設の維持管理
- 二 地区内のかんがい排水施設の新設及び改修
- 三 農用地の改善及びその保全、若しくは利用上必要な施設の災害復旧
- 四 農道の維持管理
- 五 団体営農業農村整備事業
- 六 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業
- 七 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業
- 八 連携管理保全事業

第2節 かんがい施設関係

(1) かんがい施設の種類、規模及び維持管理の方法

別紙 施設調書のとおり

(2) 配水の時期及び方法

時期別最大配水量 (m ³ /s)						配水方法
4/11 ～ 5/5	5/6 ～ 5/31	6/1 ～ 9/30	10/1 ～ 10/20	10/21 ～ 12/10	12/11 ～ 4/10	利水調整規程に基づき、 地区内の耕作者に対し、 公平・適正に分配する
1.544	1.663	2.797	1.837	1.485	1.088	

(3) 渇水時における処置

渇水時における配水量の調整や耕作者からの申出手続等については、利水調整規程に定める。

(4) 他の農業水利団体との関係

球磨川から取水するために造成された遙拝頭首工の維持管理を共同で行うために、八代平野土地改良区連合に所属する。

(5) 制裁規定

該当なし

第3節 排水施設関係

(1) 排水施設の種類、規模及び維持管理の方法

別紙 施設調書のとおり

(2) 排水の時期及び方法

排水路の排水の時期は通年であり、排水方法は自然排水及び排水機場による機械排水により行う。

(3) 洪水時における処置

大雨、洪水に関する注意報又は警報が発せられた場合は、理事長の指示により警戒態勢を取り、用水量の調整等必要な措置を講ずる。

(4) 他の農業水利団体との関係

該当なし

第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設関係

(1) 農業用道路の種類、規模及び維持管理の方法

該当なし

(2) その他農用地の保全又は利用上必要な施設の種類、規模及び維持管理の方法

該当なし

第5節 他の事業等との関係

(1) 他種事業（上水道等）と地区内施設との関係

該当なし

(2) 森林、運輸、漁業等との関係

該当なし

(3) 当土地改良区の維持管理事業と、治水との関係

排水樋門及び排水路等の維持管理を実施する事により洪水時の災害を未然に防止している。

(4) 地区外上流部又は区域内の住宅工場地域からの汚水の流入状況その影響

住宅からの生活排水が用水路内に流入している区域もあり、維持管理費の増大が懸念される。

(5) その他当土地改良区と外的環境との関係

用水路及び排水路は生活用水及び消防水利としての機能を有しているため、生活環境に密着している。また、地下水を利用している区域もあり、地下水灌養の面から地下水量低下による影響も考えられる。

第4章 維持管理費

本地区の維持管理に係る事業費の総額及び内訳については、総代会で定める予算による。また、その経費に充てるための賦課金及び夫役現品については、定款第33条の規定に基づき賦課する。

第5章 効果

土地改良事業により造成された施設の維持管理を計画的に行うことにより、施設の持つ機能、効用を発揮させ、水管理の適正化、労量の節減など経営の合理化と農業生産の増大が図られる。

第6章 図面

第1節 土地改良区区域位置図

別添 土地改良区区域位置図のとおり

第2節 用水関係図

別添 かんがい施設位置図のとおり

第3節 排水関係図

別添 排水施設位置図のとおり

第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の位置及び受益地域を記載した図面

該当なし

附 則

この土地改良事業（維持管理）計画書は、熊本県知事の認可の日（令和3年9月7日認可）から施行する。

附 則

この土地改良事業（維持管理）計画書は、熊本県知事の認可の日（令和8年 月 日認可）から施行する。